

西宮市市制施行100周年ロゴマーク・キャッチフレーズの取扱い規定

(趣旨)

第1条 この規定は、企業、団体及び個人が、西宮市市制施行100周年ロゴマーク・キャッチフレーズ及びそれに付随するデザイン（以下「ロゴ等」という。）を使用する際に必要な手続きを定める。

(使用権と事務の取り扱い)

第2条 ロゴ等の使用権は西宮市にあり、その許諾に関する事務も西宮市で執り行うが、西宮市キャラクター「みやたん」に関連する事務の一部は一般社団法人にしのみや観光協会に委任している。

(使用許可申請及び使用許可)

第3条 ロゴ等を使用しようとする者は、本規定を遵守することを前提に、あらかじめ西宮市長（以下「市長」という。）に「西宮市市制施行100周年ロゴマーク・キャッチフレーズ使用マニュアル」で指定する申請様式を提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を許可するときは「西宮市100周年ロゴマーク・キャッチフレーズ 使用許諾通知書」（通知様式1。以下「使用許可書」という。）により、使用を許可しないときは「西宮市100周年ロゴマーク・キャッチフレーズ 使用 不許諾通知書」（通知様式2）により通知する。

3 市長は、前項の規定により許可する場合において、使用に係る許可条件（以下「許可条件」という。）を付することができる。

4 本市、本市関係団体等及び報道機関が報道または広報の目的で使用するときは、申請を不要とする。

5 ロゴ等で西宮市キャラクター「みやたん」を含んだバリエーションを使用する場合で、有償使用に該当する場合は、別途、一般社団法人にしのみや観光協会に所定の使用料を支払い、「みやたん」の使用権の設定を受ける必要がある。

(制作物の送付)

第4条 使用許可後、使用を開始するまでにロゴ等を使用する制作物の見本（以下「見本」という。）を西宮市に送付し、確認を受けなくてはならない。見本は電子データで構わない。

(使用許可の期間)

第5条 ロゴ等の使用の期間は、使用を承認した日から該当事業が終了した日または令和8年3月31日までのいずれか早い日までとする。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴ等の使用を許可しない。

- (1) ロゴ等の使用によって誤認または、混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) 西宮市のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。

- (3) 立体物で、その表現がロゴ等の立体物と認められないとき。
- (4) 宗教的行事、宗教的活動、政治的活動に使用するとき。または、そのような誤解を生じさせるとき。
- (5) 社会問題に関する主義主張及び係争中の声明に関する活動に使用するとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が利用する場合（※販売先が同営業を行うものである場合も含む）
- (7) 西宮市広告掲載基準第 4 条に定める規制業種又は事業者等に該当する者が利用するとき。
- (8) 使用する内容が西宮市広告掲載基準第 5 条に定める掲載基準に満たないとき。
- (9) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあると認めるとき。
- (10) 自己の商標や意匠とするなど、独占的にしようするとき。またはそのおそれがあると認めるとき。
- (11) その他、ロゴ等の使用が適当でないとき。

（使用責任）

第 7 条 市長から使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許諾された使用内容のみに使用すること。また、ロゴ等の使用や宣伝の際には、許諾番号を明示すること。

2 ロゴ等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、西宮市に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

3 使用者が、ロゴ等の使用に際して、故意または過失により西宮市に損害を与えた場合、これによって生じた 損害を賠償しなければならない。

（使用許可の変更）

第 8 条 使用者は、許可事項に大きな変更が生じるときは、変更後の見本を添えて申請書を提出し、改めて使用許可を受けなければならない。

2 市長は、変更についての申請書の提出があったときは、その内容を審査し使用許可書により通知する。

（使用許可の取消事由）

第 9 条 市長は、第 3 条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。また、文書により許可の取り消しを通知する。

（1）使用者がこの規約または許可条件に違反したとき。

（2）申請内容と異なるとき。

（3）第 6 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 西宮市は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（使用実態の調査）

第 10 条 市長は、使用を許可したロゴ等の使用状況について、調査をすることができる。使用者は市

長から要請を受けた場合は、ロゴの使用実態を報告及び使用商品等を提供しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第 11 条 市長は、ロゴの使用の許可にあたり取得した申請者の個人情報を、西宮市個人情報保護条例（令和 5 年 3 月 2 4 日 西宮市条例第 1 8 号）を準用し、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第 12 条 西宮市 100 周年のロゴマークとキャッチフレーズは、申請し、許可を受ければ、用途を問わず無償で使用できる。ただし、西宮市キャラクター「みやたん」を含んだバリエーションを使用する場合は、以下に該当する場合を除いて有償となる。

- (1) 国、地方自治体、その他公共団体が公共または公共用に使用するとき。
- (2) 自治会、その他の公共的団体等が公益的な活動に使用するとき。
- (3) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用するとき。
- (4) 出版社、旅行会社等が使用する場で西宮市への誘客効果が期待できるとき。
- (5) 西宮市内の団体等が使用する場で特定の団体や商品を推奨するものでなく、無償とする事が適当であると認めるとき。
- (6) その他、西宮市の PR に資するなど、公益上の観点から無償とする事が適当であると認めるとき。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第 13 条 使用者は、第 3 条の許可を受けた事項以外の目的にロゴ等を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第 14 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。